

11月20日(日)は

福島県議会議員一般選挙の投票日

震災の影響により延期されていた県議会議員選挙は、11月20日に行われることになりました。わたしたちの声を県政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

選挙区・定数

今回から、全市域で1選挙区の定数2人で選挙を行います。

投票の方法

投票日には、投票所入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券は、告示日(11月10日)以降、世帯ごとにも郵送する予定です。

なお、次の投票所は同日に開催されるふくしま駅伝の中間所となることから、投票所の場所を変更します。

・岳下第6投票区投票所

二本松市役所(市民ホール)

↓二本松保健センター

(市役所北側)へ変更

・油井投票区投票所

安達公民館

↓安達保健福祉センター

(安達公民館向かい側)

へ変更

※これらの投票所については、

駅伝走者が通過する時間帯

(午前11時から午後0時30分頃まで)に投票所周辺の

道路交通が規制され、混雑

が予想されますのでご注意ください。

ください。

投票できる人

・平成3年11月21日までに生まれた人

・平成23年8月9日以前からの市民またはその日までに

転入届をした人

・日本国民である人

※市外に転出した場合は、県内の他市町村に1回だけ住所を移転した方に限り投票

することができ、(証明)

書が必要ですのでお問い合わせ

してください。

わしてください。

投票時間

午前7時～午後7時



期日前投票

投票日当日、用事などがあ
り投票所へ行けないときは、
期日前投票をすることができ
ます。

期間

11月11日(金)～19日(土)

受付時間

午前8時30分～午後8時

場所

市役所北棟および安達・岩代・東和の各支所

※お住いの地域にかかわらず、

いずれの場所でも期日前投票

票をすることができ、

持参するもの

入場券をご持参ください。

※入場券がなくても投票でき

ますが、手続きに時間がか

かる場合があります。印鑑

は必要ありません。

宣誓書の記入が必要

期日前投票所の受付では、

選挙権の有無などの確認と併

せて、期日前投票の事由に該

当する旨の宣誓書を記入して

いただきます。

不在者投票

長期出張などで二本松市以外の市町村に旅行・滞在している場合や県内の他市町村に転出し居住している場合、指定の病院・老人ホーム等に入院・入所している場合などは、滞在先の市町村の選挙管理委員会または病院等の施設で不在者投票をすることができます。

震災や原発事故の影響による

一時的に他の市町村に避難されている方も、滞在先の市町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

滞在先での不在者投票は、

あらかじめ二本松市の選挙管

理委員会へ投票用紙などの書

類を請求し、それらの書類を

滞在先の市町村役場等に持参

して投票を記載する方法によ

り行います。

投票用紙等の交付は郵便で

行うこととなりますので、郵

送に要する期間を考慮し、早

めの手続きをお願いします。

ご不明な点はお問い合わせく

ださい。

開票(選挙会)

開票(選挙会)は投票日の午後8時30分から二本松文化センター(青年の家体育室)で行います。

お願い

原発事故の影響等により一時的に避難されている方々に対しては、全国避難者情報システムなどの情報をもとに選挙に関する周知を進めてまいります。避難者情報の把握自体が難しい状況です。

ご家族からも、避難されている家族の方へ選挙に関する情報をお知らせくださるようお願いいたします。

その他

原発事故の影響により二本松市に役場機能を移転している浪江町においては、町民を対象に、同じ日程で浪江町長選挙および県議会議員選挙(双葉郡選挙区)が二本松市の区域内でも執行されますのでご承知おきください。

◎問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146